

令和7年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和7年7月31日（木） 午後3時30分～午後5時
開催場所	入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/博士（法学）） 委員 鏡 大介（税理士） 委員 古川 万（三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）
事務局	契約・検査担当参事 野邊 契約担当主幹 長崎 契約監理課長 池内 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 家城 調達係長 藤本
議題	議題1 入札及び契約の状況報告（令和7年4月から6月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（鏡委員） 議題3 随意契約に係る意見聴取について

委 員	事務局
●入札及び契約の状況報告	
・入札及び契約の状況報告として、今期4月から6月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第1四半期の入札件数は、総計67件。内訳として工事が48件、委託が15件、中止が1件、不調は3件。総計33億6千6百45万4千3百円で、そのうち工事が32億千8百68万6千9百円、委託が1億4千7百76万7千4百円。平均落札率は、全体で87.70%、工事90.64%、委託78.30%。平均参加者数は、全体で9.1社、工事8.7社、委託11.2社。 ・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は3件。

	① 新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部支店で公正取引委員会は、機械式駐車装置メーカーらが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを令和7年3月24日に発表した。 これにより、令和7年4月9日～令和7年5月8日の1ヶ月間の指名停止の措置を行った。 ② パナソニック EW エンジニアリング株式会社中部支店は建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局より令和7年1月31日付けで、営業停止処分（22日間）及び指示処分を受けた。 これにより、令和7年4月1日～令和7年7月31日の4ヶ月間の指名停止の措置を行った。 ③ 株式会社 伊藤園は令和7年2月20日に開札を行った自動販売機設置事業者募集【松阪市総合運動公園管理事務所】及び自動販売機設置事業者募集【松阪市総合運動公園スケートパーク】の設置業者を選定する一般競争入札に参加し、最高価格応札により2件を落札したが、令和7年2月28日の行政財産使用許可申請期日までに辞退を申し出し、申請（契約関連行為）を行わなかった。 ついては、「入札書応札金額記載ミス」を理由に、令和7年3月14日付けにて「辞
--	---

	退届」の提出に至った。 これにより、令和7年4月1日～令和7年7月31日の4ヶ月間の指名停止の措置を行った。
●抽出事案の審議（鑑委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件などについて確認したい。事務局に説明をお願いしたい。	抽出事案を説明させていただく。 まず、土木一式工事。今期は9件。全件が最低制限価格と同額の応札額で、新電子入札システムの機能である「電子くじ」にて落札者を決定。入札参加者数も概ね10社以上で競争性は働いたものと考えている。林道トロセ線開設工事の入札参加者は4社で、前年度も同様の工事内容で入札参加者は4社で、2社が同額の応札額となりくじ引きで落札候補者を決定。 次に建築一式工事。今期は9件。これまで同様に、建築一式工事は参加業者自体が少ない。概ね5社以上の参加があり、最低制限価格付近での応札で競争性は働いているものとする。旧立野別館解体工事は2社が同額で並び電子くじにおいて落札者を決定。 舗装工事は今期2件。全案件が最低制限価格と同額となった業者が複数あり「電子くじ」にて決定。令和7年度上水道工事跡舗装復旧工事（単価契約）の入札参加者は4社で、前年度も同様の工事内容で入札参加者は4社であり、4社が同額の応札額となりくじ引きで落札候補者を決定。 続いて、電気工事。これまで同様に、電気工事は参加業者自体が少ない。農業屋コミュニティ文化センター受変電設備改修工事は複数社が最低制限価格と同額での応札額であり、「電子くじ」にて落札者を決定。松阪市嬉野ふるさと会館高圧受変電設備機器更新工事、松阪市総合運動公園高圧ケーブル更新工事も最低制限価格と同額で落札者を決定しており、競争性は働いているものとする。

	管工事は今期 5 件。2 件が最低制限価格と同額での応札額であり、他の 3 件も最低制限価格付近での応札で競争性は働いているものと考ええる。これまで同様に、管工事の受水槽改修工事は参加業者自体が少なく、川井町団地 C5 棟受水槽改修工事、清生町団地 C11 棟受水槽改修工事はともに 3 者の参加であった。 塗装工事、水道本管工事は最低制限価格と同額の応札額が複数者あり「電子くじ」にて落札者を決定。松阪市新最終処分場施設整備工事（浸出水調整設備・水処理施設更新 他）は、浸出水調整設備の新設と既設水処理施設の機器更新を含んでおり、既設水処理施設工事の施工業者でなくとも施工は可能な内容となっており、他の自治体における同種の既設水処理施設更新工事においても一般競争入札の事例が多数存在したことから、一般競争入札を実施しましたが、結果として 1 者の参加にとどまり、落札率が高くなった。第 7-101 号新八田ポンプ場受水池築造工事は 2 者の参加であったが、最低制限価格と同額で落札者を決定しており、競争性は働いているものと考ええる。 除草等業務委託は最低制限価格と同額の応札額が複数者あり「電子くじ」にて落札者を決定。小野江小津線外道路除草業務委託は、発注基準・土木一式で設計金額 1000 万円未満で三雲・嬉野管内の地域指定型となっており、入札参加者少数となった。 続いて、樹木・芝生管理（年間）は今期 5 件。例年この時期に発注がある造園関係で、樹木や芝生管理等の年間管理の業務。市内、準市内を対象とし、同日落札制限や手持ち業務件数制限を適用せず、参加の窓口を可能な限り広げ発注しているが、生き物である植物の管理で特殊業務となることから年間業務実績や技術者資格（主任技術者（1 級技能検定造園合格者が直接作業を行うこと））を参加要件としている。
--	---

・ それでは、私からの抽出案件として5点を注目しましたので確認していきたい。 今期は例年と比べて工事の契約金額が大きい が、どのような原因が考えられるか。	最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、今後も入札結果の状況には注視していきたいと考えている。 次に測量、建設コンサルタント関係の報告。 測量は最低制限価格と同額の応札額が複数者あり「電子くじ」にて落札者を決定。 建築設計は4件。参加者は最大8社で最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、入札結果の状況には注視していきたいと考える。ハートフルみくも保健福祉センター空調設備改修工事設計業務委託は、最低制限価格付近で2者が同額となり、「電子くじ」において落札者を決定。 建設コンサルタント（下水道）～（鋼構造）については、全案件最低制限価格と同額での応札となり「電子くじ」において落札者を決定。次に入札中止。今期は1件で業者質問による。入札不調は3件。公告番号17、41の水道標準プラットフォームによる各施設遠方監視装置更新工事に伴う設計業務委託は、いずれも入札参加者がいなかったため、中止となった。本庁舎1階災害時用照明設備工事は、入札参加者は1者いたが、最低制限価格未満のため、不調となり、その後その業者と随意契約を締結した。 1点目としては、旧立野町別館解体工事、松阪市新最終処分場施設整備工事、第7-101号新八田ポンプ場受水池築造工事といった大型工事の発注が重なったため、2点目としては、公共下水道事業が前年度に実施設計業務が完了したものが多く、その工事についての発注がなされたためと考える。また、週休二日制工事
---	--

建築一式工事の旧立野町別館解体工事ですが入札参加が 2 者と少なく、落札率が 92%と他工事と比べて高くなっているが、特に問題はないか。 その他工事の松阪市新最終処分場施設整備工事が、入札参加者が 1 者のみで落札率も 94.81%と高くなった原因は。	への取組に伴い、工期が長く設定されることによって若干の前倒しでの発注もあったと考える。 入札参加者が 2 者となったのは、設計金額が 3 億円以上であることから建築一式工事の入札参加資格基準によると資格総合点数が 1000 点以上の市内及び準市内業者が対象となり、該当する業者は 3 者であった。また、資格総合点数が 1200 点以上の県内業者を代表構成員とする JV での参加も可能であったが、結果として 2 者の参加となった。92%の落札率については、松阪市の最低制限価格の範囲は 75%～92%であり、当工事の最低制限価格を算出したところ、上限の 92%を超えたため、92%に設定しなおしたことになるものである。 今工事は入札及び契約審査会で入札参加業者の資格要件として、指定業種を清掃施設工事または機械器具設置工事とし、資格総合点数を 1000 点以上、また履行実績要件として、同種工事で本設計額の 50%以上の工事を元請けとしての履行した実績を有することを求め、この要件を満たす参加可能業者は全国で 5 社程度と把握していたが、結果的に既設水処理施設工事の施工業者 1 社のみが入札に参加し、結果として落札率が高くなった。今回の工事は、既設水処理施設更新工事を含み、既設の処理施設の運転を継続しながら、更新工事を施工する必要があることから、工事調整が煩雑であること、また既存設備と新設備が円滑に連携するための、互換性や技術的な適合が必要であり、さらに他の施工業者の技術が既存設備と異なる場合、統合が難しくなる可能性があること等が考える。また、既設施工業者以外のものが落札すると、不具合が発生した際に、現施工業者との間での責任の所在が不明確になる可能性がある
--	--

その他工事の第 7-101 号新八田ポンプ場受水池築造工事は最低制限価格での落札となっていますが、入札参加者が 2 者と少ない。このことについてどのように考えるか。	ること等が考えられ、新たな業者の入札への参加が見送られたのではないかと推察する。 今工事は入札及び契約審査会で入札参加業者の資格要件として、業者実績として過去 15 年以内に官公庁発注の上水道施設における有効容量 500 立米以上のプレストレストコンクリートの配水池等を元請として築造した実績があることを求め、市内及び準市内業者では土木一式工事の資格総合点数が 900 点以上、かつ、水道施設工事の資格総合点数があるものとし、900 点以上の 20 社のうち実績のある業者は 3 者であった。また、資格総合点数が 1200 点以上の県内業者を代表構成員とする JV での参加も可能となっておりましたが、結果として 2 者の参加となった。
入札不調の水道標準プラットフォームによる各施設遠方監視装置更新工事に伴う設計業務委託ですが、入札参加者がおらず 2 回不調となっているが、ここ何年間でこのような事例はあったのか。また、原因は。 公園樹木選定施肥業務委託において落札外の 2 者が同額での入札となっているが、設計書の誤りの可能性はないのか。	2 回ともに入札参加者がおらず入札不調となった事例はここ数年間ではなかった。1 回目不調の原因であるが竣工期限が 10 月末日と期間が短かったことが原因と考え、2 回目公告時には竣工期限を令和 8 年 3 月とし、あわせて設計金額の見直しを行い、1 回目より 80 万円増とした。しかし、2 回目も入札参加者がおらず不調となり、参加可能であった業者に対しヒアリングを実施したところ契約履行中の案件が多く技術者の余裕がない、業務内容に対し設計金額が足り合っていないなどの意見があった。そのため、業務の一部分を市直営で行うなどの業務内容の見直しや技術者要件の見直しを図り、3 回目の入札を行い、7 月 24 日に落札となった。 設計書については施工何時に検査系の技術職が確認するとともに、入札時において今回のような事例が発生した際は発注課に再度、確認を

	行っている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	① 松阪市道路台帳補正業務委託 該業務は現地調査、測量を行い道路台帳付図（1/1000）の修正と道路台帳調書の更新を行うもの。道路台帳の整備は昭和 60 年自治省通達に基づき行う中で（株）パスコと委託契約を行い、それ以降の補正業務についても委託契約し作業を行っている。平成 13 年度からは、（株）パスコが著作権を有する GIS ソフトウェア「PASCAL」が全庁的に導入され本市が所有する様々なデータを一元管理する「松阪市統合型 GIS」が稼働し、道路台帳も当該システムと連動し、閲覧や台帳図等の交付が可能となり、業務上欠かせないものである。「松阪市統合型 GIS」で使用している GIS ソフトウェア「PASCAL」は、（株）パスコが著作権を有しており、（株）パスコ以外の業者が業務を実施する場合は様々なリスク（蓄積した道路台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型 GIS からの離脱によるサービス低下）が生じ、市の負担が大きくなると考えられる。令和 7 年度の道路台帳補正業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、（株）パスコと随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	②松阪市公共下水道台帳補正業務委託 公共下水道台帳は、平成 6 年度の入札により（株）パスコと契約し新規に整備して以降、同社において毎年の修正業務が行われている。平成 13 年度からは、（株）パスコが著作権を有する GIS ソフトウェア「PASCAL」が全庁的に導入され本市が所有する様々なデータを一元管理する「松阪市統合型 GIS」が稼働し、下水道台帳も当該システムと連動し、排水設備申請図書や下水道資産等のデータ管理を行い、下水道

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	が供用開始区域の拡大に伴い毎年修正等を行っている。「松阪市統合型 GIS」で使用している GIS ソフトウェア「PASCAL」は、(株)パスコが著作権を有しており、(株)パスコ以外の業者が業務を実施する場合は様々なリスク(蓄積した公共下水道台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型 GIS からの離脱によるサービス低下)が生じ、市の負担が大きくなると考えられる。令和 7 年度の松阪市公共下水道台帳補正業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、(株)パスコと随意契約を締結した。 ③松阪市上水道台帳補正業務委託 上水道台帳は、平成元年度の入札により(株)パスコと契約し新規に整備して以降、同社において毎年の補正業務が行われている。平成 13 年度からは、(株)パスコが著作権を有する GIS ソフトウェア「PASCAL」が全庁的に導入され本市が所有する様々なデータを一元管理する「松阪市統合型 GIS」が稼働し、上水道台帳も当該システムと連動し、配水管情報や給水情報等の検索及び閲覧ができ業務上欠かせないものである。上水道台帳の補正業務は、配水管や給水管等のデータ及び工事竣工図、また給水原簿のデータを更正入力することによって、管路位置情報等を視覚化し、全庁的に共有を図っている。これまでそれらの作業は、(株)パスコの技術開発により構築されたシステムにより行われており、本市の上水道台帳データを蓄積している。「松阪市統合型 GIS」で使用している GIS ソフトウェア「PASCAL」は、(株)パスコが著作権を有しており、(株)パスコ以外の業者が業務を実施する場合は様々なリスク(蓄積した上水道台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型 GIS からの離脱によるサービス低下)が生じ、市の負担が大きくなると考えられる。令和
---	---

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当	7年度の松阪市上水道台帳補正業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(株)パスコと随意契約を締結した。 ④松阪市都市計画図等作成業務委託 本業務は、三重県市町総合事務組合が行った第4期共有デジタル地図事業におけるデジタル地図を基に松阪市都市計画図データを整備し、松阪市都市計画図、用途地域・都市計画道路図を作成する。また、現行の統合型GISシステムを後継システムであるクラウド方式の統合型GISへ移行を実施し、新しい都市計画図のデータセットアップを行う。併せて、松阪市都市計画ホームページの都市計画図、航空写真の更新、公開型GISの基図として使用している都市計画図の更新を行う。次期運用を予定しているクラウド型GISシステムPasCAL for LGWANは現行の松阪市統合型の後継システムであり、仮に他の事業者が提供するGISシステムを導入する場合、現行システムのデータを変換する作業や、松阪市独自の仕様に対応した改修作業が必要となるため、経費の増加が想定され、開発のための期間も必要となり、新たな地図データの更新が遅れることも考えられる。このことから、(株)パスコが開発する後継システムを導入することが唯一の選択肢であるとする。また、三重県市町総合事務組合がおこなった第4期共有デジタル地図事業において、(株)パスコは事業協同企業体の構成員として事業に関わってきた実績もある。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、(株)パスコと随意契約した。 ⑤楽天市場広告配信業務 松阪市は、ふるさと納税受入件数の増加を目的に、令和元年7月に楽天市場に出店した。楽
--	---

性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	天市場内に存在する「楽天ふるさと納税」は、近年目覚ましい成長を遂げ、現在は、数多く存在するポータルサイトの中でもトップクラスに多くの寄附を集めている。「楽天ふるさと納税」には、ユーザーを多数の商品の中から松阪市の返礼品に誘導するのに効果的な検索連動型広告（RPP）があり、松阪市は令和 4 年度から本広告を実施しているが、過去 3 年間の投資額に対し、約 13 倍の寄附額を集める結果となっている。本広告は楽天グループ株式会社のみが所有する広告枠のため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、楽天株式会社と随意契約を締結した。 ⑥令和 7 年度森林経営管理意向調査業務委託 本市では、未整備森林を保有する所有者を対象に意向調査を実施し、自ら経営・管理していくことが難しく、かつ適当と認める場合は、所有者と協議し、市の管理のもと境界測量や間伐を実施している。本業務は、過去 10 年間、間伐等の整備が行われていない森林の所有者を対象に、今後の森林経営に関する意向調査を実施し、その調査結果を取りまとめる業務である。本業務を遂行するにあたっては、対象森林についての森林施業情報や所有者情報などを有していることが必要不可欠あり、市内民有林の森林施業を広く実施し、詳細な森林情報を保有している松阪飯南森林組合でなければ本業務委託の遂行が的確にできないものとする。上記のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、松阪飯南森林組合と随意契約を締結した。 ⑦令和 7 年度定額減税補足給付金（不足額給付）支給支援業務委託 令和 5 年 12 月 14 日に「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」を実施する方針が決定
--	--

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	され、令和 6 年度に低所得世帯への支援及び定額減税調整給付金が支給されたが、同方針には令和 6 年分所得税及び定額減税の実績が確定したのちに当初給付額に不足が生じた場合には追加で不足分を給付することが示されており、令和 7 年 6 月 2 日を基準日として定額減税不足額給付金を支給することとなった。本業務は、一連の給付金業務と支給方法などが大部分において同じであり、上記業者はこれまでのすべての給付金支給業務に携わっていることから本業務を熟知し、給付金を迅速に支給するための実績やノウハウがある。令和 6 年度においても、本業務と密接に関連する低所得者支援及び定額減税（調整給）支給事務を受託していること、また、令和 6 年度非課税世帯への 3 万円給付及び子ども加算給付業務を令和 7 年 4 月末まで引き続き実施しており、その窓口業務及びバックヤード業務を同社に委託していることから、本業務も同社に委託することによって事前準備設備費や派遣スタッフの教育費用等の経費を抑えることができる。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX と契約を締結した。 ⑧令和 6 年度低所得者支援及び定額減税補足給付金支給支援業務 令和 5 年 12 月 14 日に「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」を実施する方針が決定され、同月 22 日に当該給付に対応するための予備費の支出が閣議決定し新たに下記の給付金を支給することとなった。 本業務はこれまで実施した給付金業務と支給方法などが大部分において同じであり、上記業者はこれまでのすべての給付金業務に携わっていることから本業務を熟知し、給付金を迅速に支給するための実績やノウハウがある。
---	---

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	また、現在低所得世帯の子育て支援として令和 5 年度非課税世帯・均等割のみ課税世帯の子ども加算給付業務を令和 6 年度も継続して実施しており、その窓口業務及びバックヤード業務を上記業者に委託しているため、本業務も同社に委託することにより事前準備設備費等の経費を抑えることができることから、重点支援給付金を受託している上記業者と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ⑨令和 7 年度松阪市公共建築物定期点検業務委託 本市が所有する公共建築物においては、建築基準法第 12 条第 2 項 及び第 4 項の規定により、特定建築物については、3 年以内ごと、特定建築設備等については、1 年以内ごとに、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員等による点検を行うこととされている。現在、本市が所有する定期点検が義務付けられた施設は 196 施設あり、毎年度計画的に点検を行っていく必要がある。この点検業務による調査報告書は、各施設の劣化状況等を明らかにしており、今後の施設改修の指標の一つとなるもので、公共施設の個別施設計画（長寿命化計画）の策定においても重要な役割を担うものであることから、その内容は、バラツキがなく均一で質の高い成果品が求められている。このことから、本業務を安定的に継続的かつ質の高い点検・調査報告を得るためには、習熟した多くの点検調査者を要したうえで、各調査者が作成した報告書をすべて精査し、均一かつ一定の水準以上の品質を確保できる体制が構築されている必要がある。そこで、市内及び県内の多くの建築士事務所が会員として所属しており、全施設の報告書を一括して管理する体制を県内で唯一構築している「一般社団法人三重県建築
---	--

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 適用条項が 6 号の案件の中でも 2 号も適用できるものもあり、2 号と 6 号の併記での対応でもよいではないか。	士事務所協会」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、引き続き随意契約した。 ⑩財務書類作成事業(固定資産台帳整備及び財務書類作成支援業務委託) システムディ製公会計システム『PPP』がバージョンアップにより本市の総合管理事務システムと連携可能となったため、当該システムの実装を含めた総合管理事務システム更新委託契約を令和 3 年 12 月 28 日付で松阪電子計算センターと情報システム課が締結。同日において公会計システム『PPP』の運用・保守管理業務委託契約を令和 4 年 10 月から令和 10 年 9 月まで松阪電子計算センターと情報システム課が締結。令和 4 年度以降、このシステムを用い財務書類の作成を行っている。固定資産台帳整備及び財務書類の作成にあたっては公会計システム『PPP』と総合管理事務システムとの連携が不可欠であり、公会計システム『PPP』の導入及び総合管理事務システム運用・保守管理業務委託業者である松阪電子計算センターと、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、引き続き随意契約した。 以前は 2 号と 6 号の併記をしていたが、監査から個別の契約案件が 1 号から 9 号までのどの要件に該当するかで判断するべきであるとの指摘を受け、併記をしない現状での運用となっている。これからも各契約案件を精査し、適用条項について判断していきたい。
●次回開催日程及び抽出委員について	
	・ 次回開催日については、令和 6 年 10 月 28 日（月）15：00 からとする。 ・ 抽出委員は伊藤委員とする。